

第5章 推進方策

1. 都市計画の適切な決定・変更

都市計画マスタープランの役割は、将来を見据えた中野区の今後の都市づくりの基本的な指針となるとともに、用途地域をはじめとする地域地区や都市施設、市街地開発事業などの具体的な都市計画を決定、変更する際の基本的な方向性を示すものです。

都市計画マスタープランで示した、土地利用、市街地の整備・開発・保全、都市基盤の整備、地区まちづくりなどを実現するために、今後、適宜、適切に、都市計画マスタープランの定めに基づいて都市計画の決定を行い、又は、必要に応じて都市計画の変更を行っていきます。

2. 都市づくり・まちづくり手法の積極的な活用

中野区が目指す将来像の実現に向け、都市計画マスタープランの全体構想、地域別構想に示した各方針を具体化するためには、各種の都市計画制度、事業制度や、区民等との協働のまちづくり、民間活力の導入などの、様々な都市づくり・まちづくりの手法を積極的に活用していく必要があります。

このため、都市計画マスタープランに示した各方針の実現に活用できる有効な都市づくり・まちづくりの手法を把握した上で、適切な手法を選択し最大限に活用を図っていくこととします。その手法として、規制・誘導手法、事業手法や、支援制度、公民連携などのソフトな手法が想定されます。

3. 協働による都市づくり・まちづくりの推進

(1) 中野区地区まちづくり条例に基づく取組の推進

都市づくり・まちづくりは、中野区、区民等をはじめ、すべての関係者が協働で取り組むことが重要です。中野区では、協働によるまちづくりを推進するため、「中野区地区まちづくり条例」を定めています。この条例では、中野区・区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、区民等が主体的に参加する身近な地区のまちづくりに関する支援、区民等による提案、手続などを定めています。

中野区地区まちづくり条例を活用して、都市づくり・まちづくりの様々な場面において、区民主体によるまちづくり活動等を支援し、都市づくり・まちづくりを推進していきます。

(2) まちづくりにおける関係者の責務

今後の中野区の都市づくり・まちづくりにあたって、中野区、区民などの中野のまちを担うすべての関係者が、それぞれ果たすべき責務を認識し、主体的な取組と協働・相互協力をすすめます。

1) 区民等の責務

○区民等とは、区内に居住する人、区内の土地所有者等、区内で事業を営む人・企業および区内の事業所に勤める人です。以下のような責務があります。

- ①地区の将来像を互いに共有し、自らその実現に向けてまちづくりに取り組むよう努めなければなりません。
- ②自ら創意工夫し、相互に協力することにより、地区まちづくりを主体的に推進するよう努めなければなりません。
- ③まちづくりに関する区の基本的な方針を理解し、区と相互に連携協力することにより、将来あるべきまちの姿の実現に向けたまちづくりに努めなければなりません。

2) 事業者の責務

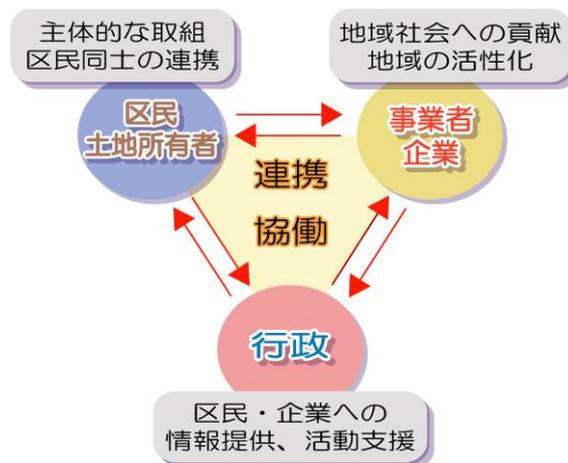
○事業者とは、区内で市街地の整備に係る事業を行う人・企業です。以下のような責務があります。

- ①事業を行うにあたり、良好なまちの環境を確保するために必要な措置を講ずるとともに、区が実施する地区まちづくりの推進に係る施策に協力しなければなりません。
- ②まちづくりに関する区の基本的な方針を理解し、地域の特性を十分に生かし、安全で快適なまちをつくることに努めなければなりません。

3) 中野区の責務

- ①地域の特性を生かした地区まちづくりを具体化し推進するための施策を実施しなければなりません。
- ②区民等に対し、まちづくりに関する情報を提供するとともに、区民等が地区まちづくりに参画する機会を広げることに努めなければなりません。
- ③区民等が実施する地区まちづくりを円滑にすすめるために、必要な支援を行うよう努めなければなりません。

区民等・事業者・中野区の責務の明確化



(3) 区民等による主体的なまちづくりの推進

1) 区民等主体ですすめるまちづくり

- まちづくりは、「住民一人ひとりの主体的な関与により、住民が協働して、あるいは地方自治体と協力することにより、みんなが住み働くわがまちを住みよい魅力あるものにしていく取組」です。
- まちづくりの主体はそのまちに住み、働き、活動する区民、企業、団体、土地所有者等です。(本都市計画マスタープランではそのような主体を総称して「区民等」という用語を使っています。)区民等自身が主体となり、一人ひとりが公共の視点を持ち、「まちをともにつくる」意志をもちながら、区民等それぞれが対等な立場で提案・協議し、まちづくりに主体的に自らが取り組み責任を果たす必要があります。
- 区民等自らが主体的にまちづくり活動をすすめ、区民等間で合意形成を図ることにより、身近な地区におけるまちのルールづくり、あるいはまちづくり事業を推進します。
- 区民等自らが主体的に取り組むエリアマネジメント活動を推進します。

2) 区民等提案型ですすめるまちづくり

- 区民等自身が主体的・自主的に取り組むまちづくりとともに、区民等から行政に対してまちづくりを提案し、行政がこれを受け止め、まちづくりに組み入れるなど「まちをともにつくる」視点に基づく協働まちづくりを推進します。
- 都市計画法の改正により創設された、土地所有者などによる都市計画に対する提案制度、住民による地区計画等の住民原案の申出制度を活用して、区が、区民の生活感覚からの発議、提案や計画づくりに向けたまちづくり活動を支援しつつ、それを受け止めるシステムを構築し、区民等提案型による協働まちづくりをすすめます。
- まちづくりに対する理解と関心を高めるとともに、区民等の提案や計画などを受け入れるシステムとして、次のようなことなどを具体化していきます。
 - ・大学、NPOの活用やまちづくり専門家派遣などにより、区民の提案や計画づくりなどを支援する。
 - ・区民等による提案のプロセスや区の受け入れる手続きなどを明確にし、手続きに沿った区民等発意による提案、計画づくりの促進を図る。

3) 区民等参加のもと区の主導ですすめるまちづくり

- 区民等自らが主体的に取り組むまちづくりをすすめると同時に、中野区は、区の都市整備の根幹に係わる施策について積極的に遂行し行政としての責任を果たすため、中野区自治基本条例などに基づく区民参加、区民意見の反映、区民合意を前提としつつ、行政がリーダーシップをとりながら協働まちづくりをすすめます。

4. 身近な地区を単位とするまちづくりの推進

(1) まちづくり推進の単位 = 「身近な地区」

都市計画マスタープランに基づいて、都市計画事業や地区計画の決定、地域地区の変更、まちのルールづくりをすすめる上では、関係する区民の間での合意形成が前提となります。

合意形成を円滑に促進し、広く区内各所でまちづくりの実践を図るため、より小さな身近な地区を単位として、区民等（地域住民など）主体のまちづくりをすすめます。

(2) 地区まちづくりの支援

身近な地区を単位とするまちづくりを活発に展開するため、区は、地域住民等によるまちづくりの発意、まちづくりについての学習、プランづくり、コンセンサスづくりなどの地区におけるまちづくり活動に対して積極的に支援を行います。

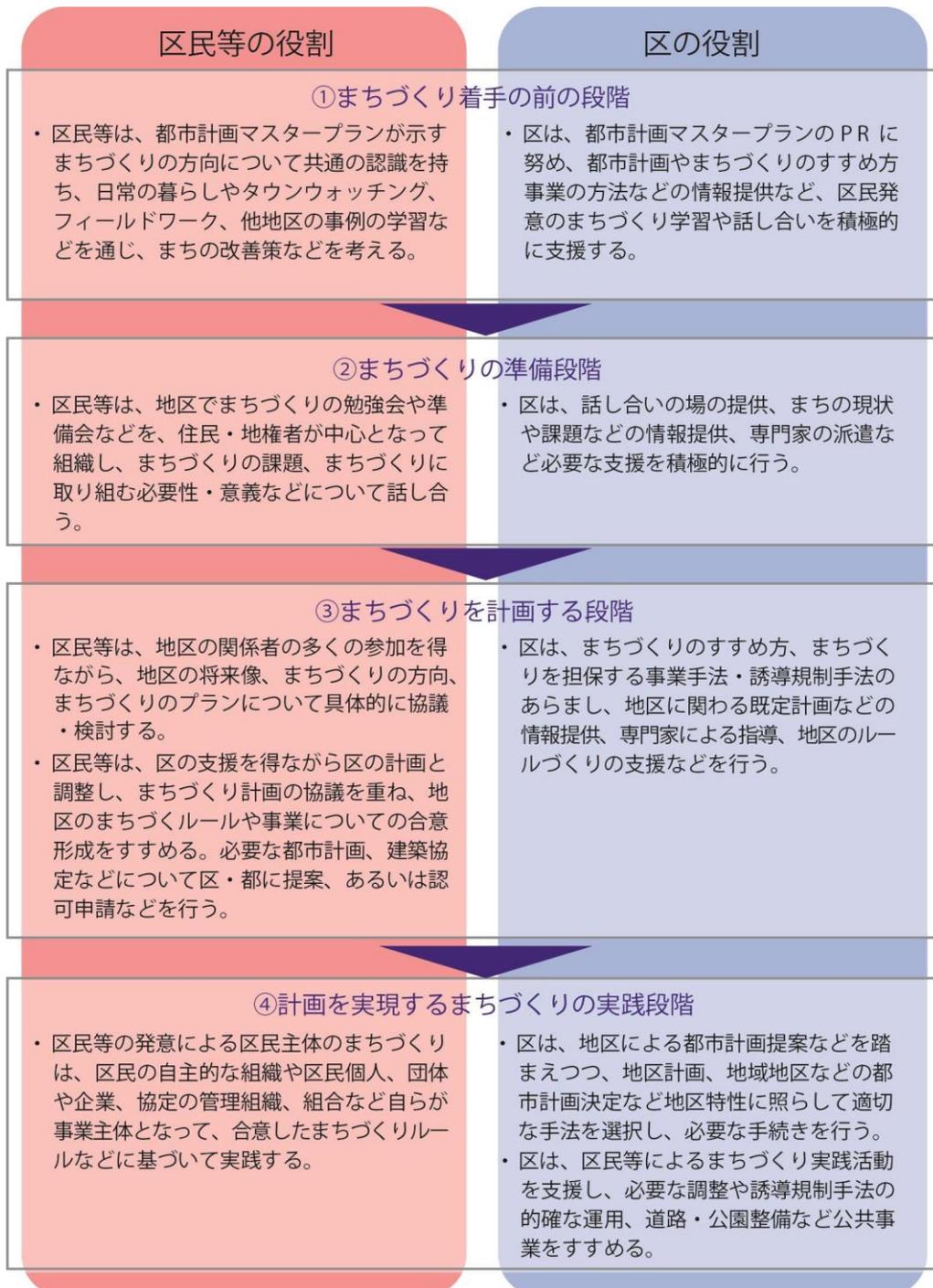
それらの地区まちづくりに対する情報提供、専門家派遣、技術的支援など、都市計画マスタープランに基づくまちづくりの実効性を担保するためのしくみづくりをすすめます。

また、それらの機会を通じて、住民等主体による地区まちづくりをけん引するまちづくりのリーダーとなる担い手を発掘し育成します。

5. 協働のまちづくりのすすめ方

中野区の協働のまちづくりは、都市計画マスタープランを基本に、まちづくりの主体となる区民等が区と協働して、あるいは、区民等と区がそれぞれの役割を果たしつつ、知恵を出し合いながら互いにパートナーとして取り組むまちづくりです。

そのすすめ方を例示すると次のようになります。



6. 中野区の実施の強化

(1) 都市づくりの情報の公開、共有化

都市計画マスタープランに基づいて都市整備を着実にすすめる必要があります。そのため、区民等の皆さんに、都市計画マスタープランの内容についてよく理解し活用してもらえるように、区は周知に努めます。

また、都市づくり・まちづくりに対する区民等の理解と関心を高め、その発意によるまちづくり活動を活発にすすめるため、区は、まちの整備課題、まちづくりの必要性と意義、まちづくりの手法など、まちづくりに関する情報を積極的に区民等に対して公開、提供し、区民等と情報の共有化を図ります。

(2) 組織運営の強化

区民の暮らしやまちの変化、多様化する課題に的確に対応し、様々な視点を総合化したまちづくりをすすめるために、まちづくりを担う効率的な組織の整備はもちろん、福祉・教育・産業振興など、関連する部署間の調整や連携を一層強化するとともに、必要に応じて機動的・臨時的に組織をつくって対応するなど、柔軟な組織運営を図ります。

都市計画マスタープランはそれに基づいて都市整備に実践されて初めてその価値が発揮されるものですから、都市計画マスタープランに基づく都市整備が推進できるような体制構築、施策遂行をすすめるとともに、その進捗状況の検証などに努めます。

また、協働のまちづくりを推進するためには、区民の生活感覚に根差してともに考える、豊富なまちづくりの知識を持った区職員が不可欠であり、職員に対する研究会や研修会、地区まちづくりの実践などの機会をとらえながら、その育成・強化を図ります。

さらに、専門的な知見を積極的に取り入れるため、外部の専門機関や民間のノウハウの活用を図ります。

(3) 財源の確保

都市づくり・まちづくりには、長期間を要し継続性が必要であり、また多額の財源が必要となることが多いため、区は、地区まちづくりが円滑にすすめられるよう、あるいは、区として責任をもって都市整備事業などが行えるよう、安定的な財源の確保など、都市づくり・まちづくりを推進するための財政運営に努めます。

また、必要な財源を確保するため、国・東京都の事業制度や補助金の積極的な活用を図ります。

(4) 選択と集中による戦略的・効果的な施策展開

都市計画マスタープランはおおむね20年先を見据えた都市づくり・まちづくりの基本的方針を描いていますが、限られた都市財政の中で経営的な観点から、優先度・緊急度に応じて選択と集中を行い戦略的かつ効果的に施策を展開していきます。

そのため、中野区の都市づくり・まちづくりにおいて特に重要な施策については、スピード感をもって実現を推進します。また、都市施設の維持管理にあたっては、ライフスタイルコストの軽減を図るとともに、計画的な予防保全型の維持管理に努めます。

(5) 東京都・国などとの連携

東京都が所管する、広域的な幹線道路、神田川などの一級河川、下水道・中野水再生センターなどの都市基盤施設は、都市の骨格を形成するなど、中野の都市づくり・まちづくりの重要な部分を占め、果たす役割も大きいものがあります。

また、国の機関、都市再生機構や東京都住宅供給公社、鉄道事業者などによる施設の整備や開発も、中野のまちづくりに密接に関連し、様々な役割を担っています。

今後、中野区は、広域的、総合的な視点のもと、めざすべき都市づくり・まちづくりの方向と適合するようそれらの計画・事業と積極的に調整・連携を図り、関係機関と適切に役割を分担して、中野の都市づくり・まちづくりが着実に進展するよう努めます。

また、隣接各区の都市づくりと連携を図ることも大切であるため、都市計画決定や事業化などにあたっては十分意見を交換するとともに、調整を図ります。

7. 経常的な点検、進行管理と見直し

都市計画マスタープランにおいて位置づけた各方針を着実に実施するため、各施策の達成状況について経常的に庁内横断による点検・評価を行い、必要に応じて施策を加速させるなど、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

都市づくり・まちづくりを推進していく中で、取り巻く社会情勢が大きく変化することや新たな地域合意の形成、上位の施策方針の転換など、様々な理由により都市計画マスタープランの内容の見直しや修正が必要になることも想定されます。そういった必要が生じた場合、都市計画マスタープランの見直しを適切に行います。

資料編

1. 都市計画マスタープラン改定の経過

(1) 改定のすすめ方

本都市計画マスタープランは、平成21年3月に策定した改定前のマスタープランに対して、改定を行ったものですが、改定を以下のとおりすすめました。

①中野区自治基本条例に基づく区民参加・意見反映

- 中野区自治基本条例（平成17年3月制定）に基づいて、意見交換会、個別意見提出、パブリック・コメント手続による区民参加のもとに改定をすすめました。
- 意見交換会は、2回の時期に分け、延べ10会場で実施して区民の意見を伺い、合わせて意見提出用紙などにより区民・団体から個別に意見をいただき、それらの反映を図りました。

意見交換会の実施状況

延べ参加者数	〇〇〇人	
実施状況	延べ10会場で 開催	第1回 3会場（令和3年10月） 第2回 7会場（令和4年1月～2月）

意見提出用紙などを通じて寄せられた区民意見の状況

延べ意見数	〇〇〇件	意見提出用紙	〇〇〇件
		メール・FAX など	〇〇〇件

各種団体などの意見交換会の実施状況

延べ参加者数	延べ〇〇団体 〇〇〇人
対象：東京商工会議所中野支部、中野区商店街連合会	

②専門協力員（学識経験者）による助言

- 都市計画マスタープランの改定に関して、専門的知見を有する学識経験者から有益な助言を得るため、下記の10名の学識経験者を専門協力員として委嘱しました。
- 専門協力員には、個別に意見を伺う機会を持ち、それぞれの専門的見地から、都市計画マスタープランの改定に関して幅広く助言・アドバイスをいただき、それらを改定に反映しました。

アドバイザー名簿

(敬称略 50音順)

氏名	所属・役職	主な 専門領域
稲垣 景子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 都市イノベーション部門 准教授 ※現中野区都市計画審議会委員	都市防災 建築防災 安全システム
大澤 昭彦	東洋大学理工学部建築学科 准教授 ※現中野区都市計画審議会副会長	都市計画 建築計画 住宅
大沢 昌玄	日本大学理工学部土木工学科 教授 ※現中野区都市計画審議会会長	都市計画 交通政策
岸井 隆幸	一般財団法人計量計画研究所 代表理事	都市計画 交通工学 都市開発
佐土原 聡	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 都市イノベーション部門 教授	都市環境 低炭素都市づくり
真田 純子	東京工業大学環境・社会理工学院 准教授 ※現中野区都市計画審議会委員	都市計画 都市景観 緑地計画
大門 創	國學院大學研究開発推進機構 准教授 ※現中野区都市計画審議会委員	都市計画 交通工学 物流
中井 検裕	東京工業大学大学院環境・社会理工学院 教授	都市計画 都市防災 社会システム工学
中林 一樹	明治大学研究・知財戦略機構 研究推進員	都市計画 都市防災 震災復興
村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院 教授 ※元中野区都市計画審議会委員	都市計画 住環境 低炭素都市づくり

③都市計画審議会、区議会への随時報告

○中野区都市計画審議会、中野区議会（建設委員会）に対して、都市計画マスタープランの改定について随時報告し意見をもらい、改定に反映を図りました。

(2) 改定の経過

都市計画マスタープラン改定までの主な経過は、以下のとおりです。

令和元年

- 6月21日 中野区都市計画マスタープラン改定基本方針策定
- 7月 3日 区議会（建設委員会）報告
- 11月22日 中野区都市計画マスタープラン改定に盛り込むべき事項まとめ
- 12月 2日 区議会（建設委員会）報告

令和3年

- 1月22日 中野区都市計画マスタープラン改定の考え方決定
- 2月 5日 区議会（建設委員会）報告
- 9月22日 中野区都市計画マスタープラン改定素案骨子策定
- 10月 6日 区議会（建設委員会）報告
- 10月19日～10月26日 第1回意見交換会（3会場）
- 10月26日～12月20日 専門協力員意見照会

令和4年

- 1月〇〇日 中野区都市計画マスタープラン改定素案策定
- 2月〇〇日 区議会（建設委員会）報告・ホームページなどに公表
- 2月〇〇日～2月〇〇日 第2回意見交換会（7会場）
- 4月〇〇日 中野区都市計画マスタープラン改定案策定
- 4月〇〇日 区議会（建設委員会）報告・ホームページなどに公表
- 4月〇〇日 令和3年度第〇回中野区都市計画審議会報告
- 5月〇〇日 パブリック・コメント手続
- 〇月〇〇日 中野区都市計画マスタープラン策定
- 〇月〇〇日 区議会（建設委員会）報告

2. 用語解説

あ行

空家等	空家等対策の推進に関する特別措置法の第2条に定義され、建物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）をいう。ただし国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除く。
新たな防火規制	東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく防火規制。建築物の不燃化を促進し木造住宅密集地域の再生産を防止するために、災害時の危険性の高い地域等について指定し、建築物の耐火性能を強化する規制。
一団地の住宅施設	都市計画法で定められた都市施設の一つであり、住宅難を解消するために設けられた施設で、道路、公園、学校、病院などの公共公益施設を計画的に配置した良好な住宅団地。
雨水流出抑制施設	雨水が短時間で一挙に河川や下水道管に流れ込むのを防ぎ、河川や下水道の負担を軽減するための流域対策に用いる施設で、貯留施設と浸透施設がある。貯留施設は雨水を一旦貯めて、川や下水道の水位が低下した後にポンプなどで排水する施設。浸透施設は雨水を直接、地下に浸透させ、河川や下水道への流出を抑制する施設。
エコドライブ	温室効果ガス排出量の削減を目的とした環境に配慮した自家用車使用のこと。やさしい発進や加減速の少ない運転、早目のアクセルオフ、エアコンの使用を控えめにする、アイドリングストップなど。
エリアマネジメント	特定のエリアを単位に民間事業者が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行う取組。
延焼遮断帯	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。
オープンスペース	道路、公園・緑地、河川、民有地に設けられた出入り自由な広場など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称。広義には、立ち入りは制限されるが私有の庭園や公共施設など、開放的で大規模な空間も含まれる。
屋上緑化	通常は未利用空間となる建築物の屋根や屋上を活用し、植物を植え緑化すること。建物の断熱性や景観の向上、雨水の保水力の増大などの効果がある。
温室効果ガス	太陽光線によって温められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。 温室効果ガスには二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、フロンガスなどがある。

か行

カーボン・オフセット	日常生活や事業活動において、削減努力をしても減らせないCO ₂ (二酸化炭素)排出量を、森林整備(間伐)などによるCO ₂ (二酸化炭素)吸収量で埋めあわせること。
街区再編まちづくり	狭あい道路が多く無接道の敷地を含む木造住宅密集市街地などの、個別建て替えて市街地環境の改善が困難な地区などにおいて、敷地・街区形状を再編しながら、建物の共同建て替えなどにより土地利用の高度化、建物の不燃化を図り、それらを通じて道路・公園などの公共用地やオープンスペースの確保などを図るまちづくり。
風の道	広幅員の道路や河川など連続したオープンスペースを確保することにより、郊外や海から都市内に吹き込む風の通り道をつくり、都市部の気温の上昇、ヒートアイランド現象を抑えようという手法のこと。

河川管理用通路	河川の維持管理や水防活動などのために、堤防や河岸に設けられる河川管理施設。特別な事情がある場合を除き、両岸に設置することが義務付けられている。
神田川景観基本軸	東京都は、東京の景観構造の主要な骨格となり、都市の輪郭を明瞭にして都市構造を認識しやすくする11の地域を景観基本軸と位置づけている。神田川景観基本軸はそのうちの一つであり、区内における景観形成の区域は、神田川の区域及び神田川の両側からそれぞれ30mの陸上の区域をあわせた部分であり、一定の規模以上の建物の建築等に対する届出制度により景観誘導が行われている。
気候変動	温室効果の高まりによって地球の平均気温が上昇して地球温暖化がすすみ、地球全体の気候が変わること。人為的な温室効果ガスの排出が重大な要因とされている。
狭あい道路	幅員が狭く、救急車や消防車などの通行が困難な道路。法律的な定義はないが、幅員4m未満の道路を指す場合が多い。建築基準法により、沿道で建物を建て替える場合、道路中心線から2m後退して建てる必要があるとなっている。
協調建て替え	隣接する複数の敷地で、建物は個々に建築するが、その際に壁面、高さや通路の位置、外壁の色・形状等のデザインの統一や、敷地利用を一体化して相互に利用できる空間を設ける建替え。
共同化	2人以上の土地や建物の所有者が共同で建物を建て替えること。
居住水準	居住面積水準のこと。国民の住生活の安定の確保及び向上の促進が図られるよう、住生活基本計画（全国計画）に定められた住宅の面積に関する水準で、最低居住面積水準と誘導居住面積水準からなる。
緊急輸送道路	東京都地域防災計画に定める、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路
区画道路	都市における道路のうち、地区住民の日常生活のために利用される道路。交通量も少ないのが常で、線形、幅員ともに周囲の土地利用の状況により定められ、幹線道路などと接続して個々の宅地間の交通に対してサービスする道路。
景観行政団体	景観法に基づき、良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体。景観行政団体になると、法的に強制力を持つ取り組みができるなど、効果的で実効性のある景観行政を行うことができる。
景観計画	景観法第8条に基づき、良好な景観の形成に関する計画として、景観行政団体が定めるもの。
景観法	良好な景観の形成に向けた基本理念や住民・事業者・行政の責務等を規定した、景観に関する総合的な法律。
減災	災害時に発生し得る被害を最小限に抑えること。
建築協定	住宅地または商店街としての環境や利便性を維持増進するなどのため、建築基準法に基づき、土地の所有者及び借地権を有する者全員の合意により、特定行政庁が認可する建物等に関する協定。
広域避難場所	大地震に伴って発生し得る大規模な市街地火災のふく射熱に対して安全な面積が確保され、避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設がない、公園、グラウンド、緑地、耐火建築群で囲まれた空地等で、住民等が避難できる安全な場所。
公営住宅	住宅に困窮している世帯に対して、地方公共団体が低廉な家賃で賃貸する住宅。都が事業主体である都営住宅と、区が事業主体である区営住宅と福祉住宅がある。
公開空地	広義にはオープンスペースと同様であるが、狭義には建築基準法第59条の2に規定された総合設計による建築物の敷地内の空地などのうち、一般に公開され、歩行者が日常、自由に通行または利用することができる部分。
高規格道路	広域的な自動車交通を大量かつ円滑に処理するための道路。
公共住宅	公営住宅に加え、UR賃貸住宅、公社賃貸住宅など公的機関が提供する賃貸住宅を含めた総称。
交通結節機能	鉄道や路線バス、タクシーなどの公共交通機関や自動車など、交通機関相互の円滑な

	乗り換えを確保することにより、交通体系全体の利便性を向上する機能。
高度地区	都市計画法による地域地区の一つ。市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。
コージェネレーション	一つのエネルギーから複数のエネルギー（電気・熱など）を取り出すシステム。具体的には、発電を行うと同時に、従来、大気中に放出していた排熱を回収して給湯や冷暖房用に利用し、エネルギー効率を高めるシステムのこと。
骨格防災軸	延焼遮断帯の一つであり、広域的な都市構造から見て骨格的な防災軸の形成を図る路線。約3～4 kmメッシュで構成されている。
コミュニティビジネス	地域の抱える課題を、地域住民などが主体となって、ビジネスの手法を活用しつつ解決していく事業活動の一つ。
コンテンツ産業	映像（映画、アニメ）、音楽・音声、ゲーム、書籍などの制作・流通を担う産業の総称。

さ行

再生可能エネルギー	太陽光、風力、バイオマスなど「自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー」のことで、石油、石炭などの化石エネルギーと異なり、CO ₂ (二酸化炭素)を排出しないクリーンなエネルギー。
最低居住面積水準	世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。
シェアサイクル	レンタサイクルシステムの発展形。レンタサイクルが借りた場所に返す方式であるのに対し、他の駐輪場（サイクルポート）でも貸出・返却を可能としたもの。
市街地開発事業	土地区画整理事業や市街地再開発事業、防災街区整備事業などの総称。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、細分化された土地を統合し、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅密集地域や住宅、店舗及び工場等が混在して環境の悪化した市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。
敷地面積の最低限度	敷地の細分化による狭小な宅地の増加を防止することで現在の居住水準を維持し、ゆとりある良質な市街地の保全・形成を図るため、新たに土地を分割して建築物を建てる場合に最低限必要とされる敷地の面積。都市計画法に規定する用途地域又は地区計画において定められる。
事前復興	復興時の課題解決に要する負担軽減や復興まちづくりに関する合意形成の円滑化を図ること。具体的には、復興計画の検討に必要な条件整理や復興の将来像・目標像の検討、訓練の実施による復興業務を迅速にすすめられる人材育成や体制づくり等の取組が挙げられる。
市町村の都市計画に関する基本的な方針	区市町村が、都市計画区域マスタープラン及び基本構想に即し、区市町村の区域を対象として、地域に密着した見地から、都市計画法第18条の2に基づき定める都市計画に関する基本的な方針。
遮熱性舗装	アスファルトなどの舗装表面に赤外線を反射させる遮熱性樹脂を塗布し、昼間の路面温度上昇の低減や夜間の舗装からの放熱量を抑える舗装工法。
住居系用途地域	中野区の場合、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域の総称。なお住居系以外には近隣商業地域、商業地域、準工業地域がある。
住商併用建物	建物の低層階を商業・業務施設、中・高層階を住宅としている建物。もしくは1階を店舗、2階以上を住居としてしている建物。
住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）	密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業
住宅ストック	ある時点における住宅の総量。これまでに蓄積された住宅。
重点整備地域	東京都の防災都市づくり推進計画において、防災都市づくりに資する事業を重層的か

集約型都市構造	つ集中的に実施する地域として指定された地域。「不燃化特区」の区域が指定される。中野区が考える集約型都市構造とは、公共交通にアクセスしやすい拠点や都市計画道路沿道に、商業・業務、医療・福祉、都市型住宅など各種都市機能を集積させるもの。
主要延焼遮断帯	延焼遮断帯の一つであり、骨格防災軸に囲まれた区域内で特に整備の重要度が高いと考えられる帯状の路線。約2km メッシュで構成されている。
主要幹線道路	主として、主要な市街地の骨格を構成し、かつ都市間交通や通過交通など、運行距離が比較的長い交通の効率的な処理を目的とする道路。都内及び1都3県などの骨格的な道路網として位置づけられる比較的規格の高い道路。
主要区画道路	区画道路よりも若干幅員が広く、区画道路からの交通を集約して幹線道路、補助幹線道路に連絡し、地域内の集散交通を円滑に処理するための道路。さらに、災害時の消防活動・避難経路などの機能を果たす主要な防災道路としても機能する。
省エネルギー（省エネ）	限りあるエネルギー資源の枯渇を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。
消防水利	消防法に規定する消防に必要な水利施設として指定されたもので、消火栓や防火水槽等またはこれに類する施設。
新北口駅前広場	中野四丁目地内の中野駅付近において、都市計画道路として都市計画決定されている補助223号線付属広場のこと。計画面積は約16,500㎡。
親水空間	水に触れる、接する、眺める等水と親しむことができる空間。
浸透ます	雨水浸透施設の一つ。側面及び底面に穴があいた集水ますの周辺を砕石で充填し、集水した雨水を側面及び底面から地面へ浸透させるもの。
生産緑地地区	都市計画法及び生産緑地法に基づき、農林漁業との調整を図りながら良好な都市環境を形成するために、市街化区域内の農地等のうち、公害や災害防止など良好な生活環境の確保に効果があるなどの要件に適合した土地を指定する制度。
整備地域	東京都の防災都市づくり推進計画において、震災時に特に甚大な被害が想定される地域として指定された地域。
セットバック	ある基準の線よりも後退して建物を建てること。壁面線の指定による壁面の位置の後退、建築基準法第42条第2項道路（みなし道路）の道路中心線から2mの後退、東京都安全条例第2条の角敷地のすみ切りなどがあげられる。
専用住宅	居住を目的とした建物のうち集合住宅以外の、戸建住宅や、住宅を主とする塾・教室・医療等の併用住宅（店舗や作業場などを除く）。
ソフト産業	機器類を用いて行う物事の、情報・理論など無形の部分を扱う産業。コンピューターソフト開発や映像・音楽・マルチメディアなどの各種情報の内容（コンテンツ）を扱う産業などの総称。

た行

耐火建築物	その主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根等）が耐火構造又は建築基準法施行令で定める技術的基準に適合する性能を持つ建築物であり、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に建築基準法施行令で定める防火戸その他の防火設備を有するもの。
耐震診断	昭和56年（1981年）以前の旧耐震基準で建てられた建物について、昭和56年（1981年）以降の新耐震基準と同程度以上の耐震性を有するかどうかを判定するための調査。
脱炭素社会	CO ₂ （二酸化炭素）などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との均衡を達成することにより、CO ₂ （二酸化炭素）排出量を実質ゼロとする社会のこと。
地域危険度	東京都震災対策条例に基づき、おおむね5年おきに実施している「地震に関する地域危険度測定調査」において測定し、公表している指標。地震に起因する以下の危険性を町丁目ごとに測定し、危険性の度合いを5つのランクに分けて相対的に評価。
地域地区	都市計画法第8条に規定された建物規制や土地利用誘導の施策の一つ。都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すこと

	により、地域または地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。用途及び容積率制限に係るもの（用途地域など）、用途地域と連動して建物の形態や構造に係る規制を行うもの（高度地区、防火地域など）、地区の個別的な位置づけ、目的に応じた規制を行うもの（生産緑地地区など）に大別できる。
地域ルール	駐車場の附置義務について、東京都駐車場条例による一律の基準ではなく、区市が地域の実情に応じた独自の附置義務基準を制定するもの。
地域冷暖房	各ビルにボイラーや冷凍機などの冷暖房用の熱源機器を設置し、ビルごとに行ってきた従来の冷房・暖房に対して、地域内の建物群の冷暖房・給湯をまとめて行うシステムのこと。
地球温暖化	地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象。CO ₂ （二酸化炭素）などの温室効果ガスの濃度が上がることにより、温められた熱の放出が妨げられることが要因と考えられている。その影響として海水面の上昇、異常気象の発生などが挙げられている。
地区計画	都市計画法に基づき、地区レベルの視点から、道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等について地区の特性に応じたきめ細かな規制を行う制度。
地区住民	地区まちづくり構想の対象となる地区内に居住する人、当該地区内の土地所有者等、当該地区内で事業を営む人および当該地区内の事業所に勤める人。
地区まちづくり	区民等が主体的に参加する身近な地区のまちづくり。中野区地区まちづくり条例において定義。
地籍調査	国土調査法に基づく「国土調査」の一つで、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
地中熱	地表からおよそ地下200mの深さまでの地中にある熱のことをいい、このうち深さ10m以深の地中温度は季節に関わらずほぼ安定していて、夏は外気温より冷たく、冬は外気温より暖かい性質をもっている。地熱の一種ではあるが、太陽エネルギーによる熱である。
昼夜間人口比率	夜間人口（区内に居住する人の数）に対する昼間人口（区外に居住し区内に通勤または通学する人の数）の割合。
中高層化率	4階建て以上の建物が全建物棟数に対する割合。経年変化でみると建物の高層化の傾向が分かる。
中水道	ビル内排水、下水道の処理水、雨水などを再生処理した水道。中水は、水洗トイレ用水や散水等の雑用水として使用されている。
長期優良住宅	劣化対策、耐震性、可変性、省エネルギー性などの性能を有し、長期にわたり良好な状態で使用できる住宅。この住宅を普及させるため、平成20年（2008年）に長期優良住宅の普及の促進に関する法律が制定された。
長寿命化	構造物が施工されてから、物理的、機能的など何らかの理由で使用が停止され、撤去されるまでの期間を長くしようと努めること。
低炭素	温室効果ガス（地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす大気圏にある気体の総称で、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタンなど）の排出が少ない状態。
低炭素まちづくり計画	平成24年（2012年）9月に公布された都市の低炭素化の促進に関する法律において創設されたもので、区市町村が定めることができるもの。都市における社会経済活動その他の活動に伴って発生するCO ₂ （二酸化炭素）などの排出を抑制し、また、その吸収作用を保全・強化するため、計画の区域・目標、目標達成に必要な事項、達成状況の評価に関する事項、計画期間などを記載するものである。計画の実施にあたり国などからの支援がある。
棟数密度	総建物数を総宅地面積で除した値。経年変化でみると密度変化の傾向が分かる。
道路率	道路の総面積に対する全土地面積に占める割合。
特別用途地区	都市計画法に基づく地域地区の一つ。用途地域による用途規制を補完し、地域の実情

	に即した特別な目的のための土地利用の増進、環境の保護などを図るために定めることができる。建物の建築制限は地方公共団体の条例として別に定める。
都市開発諸制度	公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度。都市計画法に基づく「特定街区」「再開発等促進区を定める地区計画」「高度利用地区」と、建築基準法に基づく「総合設計」の4制度の総称。
都市型住宅	都市内部で、経済性や住環境などの問題を克服するために、連棟式のテラスハウスや重層式のアパート・マンションなどのように協調化・共同化することによって都市居住に適合させるように建設される住宅の総称。
都市型水害	大規模な集中豪雨による道路冠水や下水道からの内水氾濫で、住宅地などの市街地が浸水被害にあうこと。
都市基盤施設	一般的に道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設など、都市における生活・産業の基盤となる施設。学校、病院、公園などの公共施設も含む。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法第6条の2に規定されており、すべての都市計画区域を対象とした都市計画の基本的方針（都市計画区域マスタープランともいう）。都市の発展の動向、都市計画区域における人口及び産業の現状及び将来の見通しなどを勘案して、当該都市計画区域を一体の都市としてどのように総合的に整備し、開発し、保全するかを定めるもの。
都市計画道路	都市計画法にもとづいて都市計画において定められた計画道路。都市の骨格であり通過交通を円滑に処理し、災害時における避難路、延焼遮断帯などの役割のほかに物流を促進し経済を活性化させ、また都市景観を形成するなど、社会的に重要な役割・機能がある。
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業などの都市計画の内容及びその決定手続きなどに関し必要な事項が定められている。
都市施設	都市計画法第11条で規定されている都市の骨格を形成する施設。道路、河川、公園等の施設、水道や電気、ガスの供給施設または処理施設等、良好な都市環境を保持するために必要とされる施設。
都市防災不燃化促進事業	不燃化促進区域内において2階建て以上の耐火建築物又は準耐火建築物を建築する者に対し、建築物の1階から3階までの床面積の合計に応じ、建築費の一部を助成する。事業主体は区で、当事業を行う区に対して、国および都が補助金を交付する。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業。道路、公園など公共施設用地を生み出すために土地の所有者から土地の一部を提供してもらい、宅地の形を整えて交付する。
土地区画整理事業を施行すべき区域	昭和44年（1969年）に緑地地域（昭和23年（1948年）指定）の全域が指定解除され、同時にその地域を対象に、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図ることを目的として、都市計画法に基づき決定された土地区画整理事業の区域。

な行

内水氾濫	豪雨などにより、雨水を河川に排水しきれずに地面に溜まったり、排水用の水路や側溝などから溢れ出したりすることにより発生する洪水。河川そのものの水位が上昇し、堤防が切れたり溢れたりして生ずる洪水（外水氾濫）と区別している。
中野区基本構想	中野に住むすべての人々や、中野のまちで働き、学び、活動する人々にとって、平和で、より豊かな暮らしを実現するための共通目標であり、区が区民の信託に基づき、区政運営をすすめるうえで、最も基本的な指針となるもの。
中野区住宅マスタープラン	中野区住生活の基本に関する条例に基づき、住宅まちづくりに関する施策を総合的か

	つ計画的に実施するために策定するもの。
中野区地域防災計画	災害対策基本法第42条に基づき、区及び防災関係機関（警察、消防など）が災害応急活動などにおいて、処理すべき対策などを取りまとめた総合的かつ基本的な計画。
中野区みどりの基本計画	都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する計画で、中野区基本構想等を上位計画とし、中野区都市計画マスタープランや中野区環境基本計画と整合を図るもの。
中野区環境基本計画	中野区環境基本条例に基づき、環境の保全を総合的に推進するための計画。地球温暖化対策をより総合的・統合的に実施し、関連対策の実効性を確保していく観点から、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）と、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画をも位置づけている。

は行

バリアフリー	高齢者や障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。もともと、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
パリ協定	2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定のこと。2015年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された。
ヒートアイランド ヒートアイランド現象	郊外に比べ、都市部の気温が高くなる現象のこと。主な原因としては、都市部でアスファルトやコンクリートに覆われた地面が増えたこと、自動車や建物などから出される排熱が増えたことなどが挙げられる。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することからこのように呼ばれる。
避難所	災害によって現に被害を受けた人や、災害によって現に被害を受ける恐れがある人が、災害時等において生命の安全を確保でき一時的に生活できる施設。
避難道路	東京都が指定する道路であって、震災時に避難場所まで遠距離避難を余儀なくされる避難圏域内の住民が、指定された避難場所へ安全に避難するための道路のこと。
避難有効面積	震災時の市街地火災によるふく射熱の影響を考慮し、避難場所内の避難空間として利用可能な部分の面積。
不燃化	建物の更新の際に耐火建築物または準耐火建築物にすること
不燃化特区（不燃化推進特定整備地区）	東京都の防災都市づくり推進計画において指定された整備地域のうち、地域危険度が高い地区において区が整備プログラムを策定し東京都が指定。指定後、東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づき不燃化推進特定整備事業が実施される。
不燃化率	全建築面積に対する、耐火建物及び準耐火建物の建築面積の合計の割合。
不燃領域率	市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の焼失率はほぼゼロとなる。
プロボノ	「公共善のために」を意味するラテン語「Pro Bono Publico」を語源とするもので、社会的、公共的な目的のために、職業上のスキルや専門知識を生かして取り組むボランティア活動を意味する。
平均宅地面積	総宅地面積を宅地数で除した値。経年変化でみると宅地の細分化の傾向が分かる。
壁面緑化	建物の壁面やバルコニーにフラワーポットを設置したり、壁に蔦を這わせたりして、壁面を緑化すること。建物の断熱性や景観の向上、雨水の保水力の増大などの効果があり、緑地が少ない都市部において緑化を推進することができる。
防火地域、準防火地域	都市計画法に基づく地域地区の一種。主として商業地など、建物の密集している市街地において、建物の構造を制限することによって不燃化を図り、市街地における火災の危険を防除するために指定される。これらの地域における建物に関する制限は、建築基準法により定められており、防火地域や準防火地域においては、一定規模以上の建物は耐火又は準耐火建築物としなければならない。また、準防火地域内の木造建物は、延焼防止のため構造の一部を防火構造としなければならない。火災発生時における

	延焼の防止が図られている。
防災街区整備地区計画	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく地区計画制度。地区の防災機能の確保の観点から主要な道路等の公共施設を地区防災施設として位置づけ、これに沿って建物の耐火構造化を促進すること等によって、道路と建物が一体となって延焼防止機能や避難機能を確保することを目的としている。
防災基盤施設	市街地内において、火災の延焼を防ぐ延焼遮断帯（広幅員の幹線道路及び沿道建物の不燃化）、避難路（幹線道路など）、避難地（学校、公園などのオープンスペースなど）、消化施設（防火水槽など）、災害復旧活動のための施設（食糧備蓄倉庫・資機材倉庫、ヘリポートに活用できる防災公園など）など、都市の防災性を高める基盤施設の総称。
防災公園	都市の防災構造を強化するため、災害時の緊急避難・一時的避難生活の場、救援活動・復旧活動の拠点、火災の延焼の遅延または防止のために整備される都市公園および緩衝緑地。通常の公園施設に加え、必要に応じて備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、延焼防止のための散水施設などの災害対策施設を備える。
防災都市づくり推進計画	東京都震災対策条例に基づき、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、主に、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として、東京都が定める計画
保護樹木・保護樹林	中野区みどりの保護と育成に関する条例に基づき、地域のみどりを保全するために、所有者の同意を得て、一定の基準を満たす樹木・樹林をそれぞれ保護樹木・保護樹林として指定している。
補助幹線道路	道路網において幹線道路を補う道路で、幹線道路と区画道路などを連絡し、近隣住区（概ね小学校区ぐらいの範囲）内交通の集散を受け待つ道路。また、近隣住区内では、住区の骨格を形成する生活幹線道路の役割を果たす。
保水性舗装	特殊なアスファルトを舗装の表層に使用し、その層の空隙に雨水を蓄える機能をもつ液体を充填させたものであり、保水された水分が蒸発し気化熱が奪われることにより、路面温度の上昇を抑制する機能を有する舗装工法。

ま行

みどりのカーテン	ヘチマやアサガオなどつる性の植物を日当たりの良い窓を覆うように植栽することで、日中の室温上昇を緩和し、空調負荷の軽減をはかる取組のこと。
みどり率	緑被率に、水面と公園内のみどりで被われていない部分を合計した土地の割合
未利用エネルギー	河川水・下水等の温度差エネルギー（夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水）や、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーの総称。
民生（家庭）部門 民生（業務）部門	都内62 市区町村における二酸化炭素の排出の部門は、民生（家庭）部門、民生（業務）部門、産業部門、運輸部門、廃棄物部門に分けられている。このうち家庭内での電気、ガス、灯油等のエネルギー消費からの排出が民生（家庭）部門であり、産業部門、運輸部門に属さない企業・法人の事業活動からの排出が民生（業務）部門である。
無電柱化	道路の地下空間を活用して、電線類を地中化すること、または裏通りからの配線、軒下等の配線により、道路から電柱をなくすこと。
面的整備	整備に対する取り組みを空間的に示す概念。広場等の整備を示す点的整備や、道路等の整備を示す線的整備と対比される。手法としては市街地再開発事業や土地区画整理事業などがある。
木造住宅密集地域	東京都の防災都市づくり推進計画では、震災時に延焼被害のおそれのある老朽木造住宅が密集している地域として、「老朽木造建築物棟数率30%以上」「住宅戸数密度55世帯/ha以上」「住宅戸数密度（3階以上共同住宅を除く）45世帯/ha以上」「補正不燃領域率60%未満」の各指標のいずれにも該当する地域（町丁目）を木造住宅密集地域として抽出している。

や行

屋敷林	屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林のこと。
誘導居住面積水準	世帯人員に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準。都市居住型と一般型からなる。
ユニバーサルデザイン	全ての人のためのデザインと言う意味。中野区ユニバーサルデザイン推進条例において、年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、全ての人が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市及び生活環境を設計することと定義。
容積率	敷地面積に対する建物の延べ床面積の割合。
用途地域	都市計画法の地域地区の一つで、建物の用途と形態などを規制する目的で定められる。住宅、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など13種類がある。

ら行

ライフサイクルコスト	施設や製品の企画・設計、建設・製作、維持管理・修繕、撤去・処分までに要する総費用。一般の製品・産物などでも幅広く用いられる考え方。
ライフステージ	世帯の形成や成長の諸段階などで示される、人の一生の段階のこと。具体的には、独身者や夫婦2人世帯の段階では、居住面積や住環境の落ち着きよりも、繁華街や職場に近いことを重視して住居を選択するケースが多いが、子育ての段階では、居住面積や住環境の落ち着きをより重視するケースが多いというように、その人間の年齢や生活状況によって、たとえば住宅などに対する要求が違ってくる。
ランドマーク	都市や地域の目印となるものや特徴づける象徴的な景観要素。
立地適正化計画	平成26年（2014年）5月に改正された都市再生特別措置法において創設された立地適正化計画制度により区市町村が定めることができるもの。人口の急激な減少と高齢化に対応するため、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などの様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡した総合的なプランとして位置づけられる、都市計画マスタープランの高度化版である。計画の実施にあたり国などからの支援がある。
利用建ぺい率	実際に利用している建ぺい率。利用建ぺい率を指定されている建ぺい率で除すると建ぺい率の充足率が明らかになる。
利用容積率	実際に利用している容積率。利用容積率を指定されている容積率で除すると容積率の充足率が明らかになる。
緑被率	一定の地域における、土地の面積に対する緑被地の占める割合。緑被地とは樹木、草地、屋上緑地をいう。
連続立体交差事業	都市を分断している鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化することにより、多数の踏切を除却し、踏切での事故や交通渋滞の解消、道路交通の円滑化、市街地の一体的発展を図るために行われる都市計画事業の一つ。鉄道にとっても安全性が増大するなどの効果がある。

わ行

英数

ICT	Information & Communications Technology の略。情報や通信に関する技術の総称のこと。
LED	Light Emitting Diodeの略。日本語では発光ダイオードと訳される。順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。電球や蛍光灯に比べ電気消費量が少なく、寿命も圧倒的に長いことから、次世代の照明として期待されている。
Maas	Mobility as a Serviceの略。Maasは、ICTを活用して交通をクラウド化し、公共交通

	か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外の全ての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念のこと。
NPO	Non-profit Organizationの略。福祉や環境、まちづくり、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組む非営利目的の組織。狭義には「特定非営利活動促進法」（平成10年（1998年）施行）に基づき認証を受けた法人を指す。
SDGs（エスディージーズ）	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。
SOHO	スモールオフィス・ホームオフィスの略。明確な定義はないが文字通りには自宅や小さな事務所の形態を指す。また、そのような働き方を指す場合もある。

